*欄には記載しないでください。

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(一般措置)と一緒に提出してください。

租税特別措置法第70条の7第30項(第3号・第4号)・第70条の7の2第31項(第3号・第4号)・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書(一般措置)

	確	認	
*			

4	锐務署長						
	光伤有文		₹				
			住所(居	所)			
			氏名		電話		
第70条の75	第30項第3号・第	3.4号			認定則	曽与承継会	
第70条の7の	の 2 第31項第 3 号 ○ 4 第16項において 7の 2 第31項第 3 号	準用する 号・第4号	規定の適用を引		いので、 認定を 認定材	承継会社 目続承継会	
			に関係者類を你	刊して油け山	より。		
災害等により被害を受け	ナた会社に関す	対象 (受	贈・相続)非上場		 年 月	日	
)名 称 ————————————————————————————————————		③ 株式等の	取得年月日(注1)	(年 月	日)	
本店の 所在地		中小企業信用保険法第2条 ④ 第5項の該当事由が発生し た年月日 ^(注2)			□ 1 号該当 □ 3 号該当 □ 2 号該当 □ 4 号該当		
						- 目	
2 「中小企業信用保険法第の経済産業大臣の指定し業大臣の指定する事由が	た事業活動の制限 発生した日」のいす	を実施した日」3 "れかの日を記載	スは「中小企業信用(言用保険法第2名 保険法第2条第5	条第5項第2号の 5 項第3号又は第4	事業者が同号 1号の経済産	
会社の売上割合及び雇		る事項					
A (贈与)特定事業年度における 上金額	范 	円	B 適用対象贈与 おける常時使用	(相続開始)の時に 用従業員の数		人	
要件緩和期間 年 月 日~	要件緩和 年	ロ期間 月 日~	要件緩和				
年 月 日~ 年 月 日	年	月日		日~			
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年	三度の売上金額	a 売上判定事業年	度の売上金額			
円		円		円	資産管理会社非	核当更供を満	
o 売上割合(a÷A×100)	b 売上割合(a	÷ A ×100)	b 売上割合(a		たさなくなった場も、「d 雇用割合	合であって	
%		%		0/_	「売上割合」の区分(合」により判定しま	す。)に応じ	
雇用判定基準日の常時使用	雇用判定基準 C	進日の常時使用	C	■ た 雇用判定基準日の常時使用 限り、		であるときに を継続するこ の④欄で3号	
従業員の数人	<u>従業員の数</u>	人	従業員の数		該当又は4号該当 [*] 限ります。)。		
八 1 雇用割合(c÷B×100)	d 雇用割合(c		1 豆田割入(-		売上割合	雇用割合	
,	u /框/打刮台(C	,	d 雇用割合(c	-	70%未満 70%以上100%未満	0 % 40%	
	 振) 承継期間 <i>の</i>		場合で、経堂(贈		100%以上 期間内に雇用 の	80% 確保要件を	
満たさなくなったときに			こし、				
・ 売上割合(「b」欄)の合計	g 雇用割合	(「d」欄)の合計	合の平均値」が、 の平均値」により	下表の「売上割合) 判定します。) に	った場合であっても ♪の平均値」の区分(ニ応じた「雇用割合の 継続することができ	「f 売上割合)平均値」以上	
売上割合の平均値	雇田割	合の平均値	用者の場合は裏	面を参照してくだ	[さい。)。		
ルエ前日の干切値 (e÷各売上判定事業年度の数) h (g÷各雇用判定基準日の数)		売上割合の平均 70%未満	値 雇用割合の平 0%	4均值			
%		%	70%以上100%末 100%以上	装満 40% 80%			
※ 基準日が経営(贈与・木	■ 目続) 承継期間 <i>の</i>	ー 第日の翌日以		<u> </u>	 こください。		
a 売上判定事業年度の売上会					[有口 /	無 □]	

□ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条の3第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し

用する場合	台を含む。)	の規定に基へ	づき都道府県	した報	告書の写し	 	

関与税理士

電話番号

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第70条の7第2項第1号に規定する認定贈与承継会社、同法第70条の7の2第2項第1号に規定する認定承継会社又は同法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法第70条の7第30項(第3号又は第4号に係る部分に限ります。)・第70条の7の2第31項(第3号又は第4号に係る部分に限ります。)・第70条の7の4第16項において準用する同法第70条の7の2第31項(第3号又は第4号に係る部分に限ります。)の規定の適用を受けている方(「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書(一般措置)」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の(3)又は(4)に該当する場合として当該届出書を提出した方)が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定(贈与・相続)承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。

2 届出期限

- (1) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間内にある場合:基準日の翌日から5月を経過する日
- (2) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後にある場合:基準日の翌日から3月を経過する日
- (注) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営(贈与・相続)報告基準日をいいます。なお、経営(贈与・相続)報告 基準日とは、措置法第70条の7第2項第7号(第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号)に規定する経営(贈与・相 続)報告基準日をいいます。

3 書き方等

- (1) A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度(「(**贈与)特定事業年度**」といいます。)の売上金額に下記(3)イの売上判定事業年度の月数を乗じて、(贈与)特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。
- (2) 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。
- (3) a 欄~ d 欄は次のとおり記入します。
 - イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に 終了する各事業年度(中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度 を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。)の売上金額を記入します。
 - ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷(贈与)特定事業年度の売上金額(上記(1)により計算された金額)×100」により計算します。
 - ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷適用対象贈与(相続開始)の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。
- (注) 「**資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合**」とは、措置法第70条の7第3項第9号(第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項)等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。
- (4) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日である場合で、経営(贈与・相続)承継期間内に、措置法第70条の7第3項第2号(第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項)の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき(「雇用確保要件を満たさなくなったとき」といいます。)には、e欄~h欄を記入します(平成26年12月31日以前の相続等又は贈与により取得した非上場株式等について、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)による改正前の相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた経営承継受贈者(経営承継相続人等、経営相続承継受贈者)のうち、同法附則第86条第14項の書類(新法選択届出書)を提出していない方(以下「旧法適用者」といいます。)は記入を要しません。)。
 - イ 「e 売上割合(「b」欄)の合計」欄は、経営(贈与・相続)承継期間内に終了する各売上判定事業年度の2の「b 売上割合」欄を合計した数を記入します。
 - ロ 「f 売上割合の平均値」欄は、「e 売上割合(「b」欄)の合計÷売上判定事業年度の数」により計算します(最初の売上判定事業年度終了の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、租税特別措置法施行令(以下「措置令」といいます。)第40条の8第54項又は第56項(第40条の8の2第58項又は60項)に規定する割合を記入します。)。
 - ハ 「g 雇用割合(「d」欄)の合計」欄は、経営(贈与・相続)承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日における2の「d 雇用割合」欄を合計した数を記入します。
 - ニ 「h 雇用割合の平均値」欄は、「g 雇用割合(「d」欄)の合計・経営(贈与・相続)承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日の数」 (最初の売上判定事業年度終了の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、「経営(贈与・相続)承継期間の末日の常時使用従業員の数・特例対象贈与(相続開始)の時の常時使用従業員の数」)により計算します。
 - (注) 旧法適用者について、雇用確保要件を満たさなくなった場合には、各要件緩和期間において「d 雇用割合」が、「売上割合」の区分に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。
- (5) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2の「a 売上判定事業年度の売上金額」が「A (贈与)特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。
- (6) 認定(贈与・相続)承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。
- (注)1 「**適用対象贈与の時**」とは措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「**相続開始の時**」とは措置法第70条の7の 2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。
 - 2 「**常時使用従業員**」とは、措置法第70条の7第2項第1号イ(第70条の7の2第2項第1号イ、第70条の7の4第2項第1号イ)に 規定する常時使用従業員をいいます。
 - 3 「要件緩和期間」とは、原則として基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの期間(その基準日が最初の経営(贈与・相続)報告基準日である場合には、適用対象贈与(相続開始)の日の属する年分の贈与税(相続税)の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営(贈与・相続)報告基準日が(贈与)特定期間内にある場合には、経営(贈与・相続)承継期間の末日から1年を経過するごとの日(以下「特定基準日」といいます。)の直前の特定基準日(その1年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営(贈与・相続)承継期間の末日)の翌日から次の特定基準日までの期間)をいいます。なお、「(贈与)特定期間」とは、措置法第70条の7第30項第1号(措置令第40条の8第51項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。))に規定する(贈与・特定期間をいいます。
 - 4 「**雇用判定基準日**」とは、措置令第40条の8第57項第1号及び第2号(第40条の8の2第61項第1号及び第2号、第40条の8の4 第25項)に規定する雇用判定基準日をいいます。
 - 5 「**経営(贈与・相続)承継期間**」とは、措置法第70条の7第30項第1号(第70条の7の2第31項第1号、第70条の7の4第16項)に規定する経営(贈与・相続)承継期間をいいます。